

## 指定管理者制度第三者評価委員会 指導概要

「福知山市大呂自然休養村センター」について、指定管理者制度適用による指定管理者の募集にあたって指定管理者制度第三者評価委員会からの指導等の概要は、以下のとおりです。

指定管理施設	施設名：福知山市大呂自然休養村センター 所在地：福知山市大呂 298 番地の 5 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 所管部署：産業政策部農政課 電話番号 0773-24-7041
指定管理者制度の導入の可否	<b>導入を可とする</b> (指定管理者制度での管理運営を継続、公募で対応)
指導等内容	<p>① 次期指定管理期間終了後の方向性を検討すること 今回は指定管理を継続するが、次期指定期間を含めれば 10 年指定管理者制度でもって運営されている。今回の公募を含めて、次期指定期間が終了するまでにキャンプ場やグラウンドゴルフ場等のあり方について一定の方向性が見いだせるよう検討や準備を行うこと。事業者選定時その点についてしっかりと協議を行ったうえで事業者選定を行うこと。</p> <p>② 具体的な目標設定を行うこと 施設の管理運営にかかる目標設定については、客観的な評価ができるように定量的な目標設定を行うこと。目標によっては、数値化できない目標もあるので、その場合は「いつ・どこまでに・どうやって」達成するのかということをしっかり記載すること。しっかりと確認できるような指標とし指定管理者に説明すること。</p> <p>③ 指定管理料の積算について積算根拠を整理すること 市が算定した指定管理料の積算については、費目ごとに算定根拠を説明できるように示せるように整理しておくこと。</p> <p>④ 所管課として施設の PR 強化を図ること 指定管理者が、SNS や雑誌等で宣伝・周知を行い、集客を図ることも当然であるが、所管課としても施設の PR やイベント等を実施し、利用者の増進を図ること。</p>